

令和5年度 西都市利用者負担額（保育料）一覧表

● 2号・3号認定（保育）

※4月1日時点で満3歳以上児は2号認定の欄、未満児は3号認定の欄を適用します。

要保護・多子世帯 減額対象	階層区分		定義	3号認定		2号認定		
	国階層	市階層		標準時間	短時間		標準・短	
要保護・多子世帯 減額対象	第1	A	生活保護法による被保護世帯	0	0	副食費 免除対象 0		
	第2	B1	市民税 非課税世帯	ひとり親、障がい者 等を有する世帯	0		0	
		B2		上記以外の世帯	0		0	
	第3	C1-1	市民税所得割 非課税世帯 (均等割のみ)	ひとり親、障がい者 等を有する世帯	5,000 (0)		4,900 (0)	
				上記以外の世帯	11,000 (5,500)		10,800 (5,400)	
		C2-1		ひとり親、障がい者 等を有する世帯	6,000 (0)		5,850 (0)	
				上記以外の世帯	13,000 (6,500)		12,700 (6,350)	
		D1-1		48,600円未満	ひとり親、障がい者 等を有する世帯		8,000 (0)	7,850 (0)
					上記以外の世帯		16,000 (8,000)	15,700 (7,850)
		D1-2		48,600円以上 57,700円未満	ひとり親、障がい者 等を有する世帯		8,000 (0)	7,850 (0)
					上記以外の世帯		16,000 (8,000)	15,700 (7,850)
		D1-3		57,700円以上 72,000円未満	ひとり親、障がい者 等を有する世帯		9,000 (0)	8,800 (0)
					上記以外の世帯		20,000 (10,000)	19,600 (9,800)
	D2-1	72,000円以上 77,101円未満	ひとり親、障がい者 等を有する世帯	24,000 (12,000)	23,500 (11,750)			
			上記以外の世帯	28,000 (14,000)	27,500 (13,750)			
	D2-2	77,101円以上 106,000円未満	ひとり親、障がい者 等を有する世帯	32,000 (16,000)	31,400 (15,700)			
			上記以外の世帯	36,000 (18,000)	35,300 (17,650)			
	第4	D3	市町村 民税所得割額	106,000円以上 142,000円未満	40,000 (20,000)		39,300 (19,650)	
		D4		142,000円以上 169,000円未満	43,000 (21,500)		42,200 (21,100)	
		D5		169,000円以上 211,200円未満	47,000 (23,500)		46,200 (23,100)	
	第5	D6	市町村 民税所得割額	211,200円以上 301,000円未満				
		D7		301,000円以上 397,000円未満				
	第6	D8	市町村 民税所得割額	397,000円以上				
		D9						

※第1号認定は表中の上段、第2号認定は同一欄の下段を適用します（第3号認定は無料）。

● 1号認定（幼稚園教育）

※幼稚園・認定こども園に在籍で満3歳以上児のみ適用できます。

要保護・多子世帯 減額対象	階層区分		定義	1号認定		
	国階層	市階層				
要保護・多子世帯 減額対象	第1	A	生活保護法による被保護世帯	副食費 免除対象 0		
	第2	B1	市民税 非課税世帯		ひとり親、障がい者 等を有する世帯	
		B2			上記以外の世帯	
	第3	C1-1	市民税所得割 非課税世帯 (均等割のみ)		ひとり親、障がい者 等を有する世帯	
					上記以外の世帯	
		C2-1			48,600円未満	ひとり親、障がい者 等を有する世帯
						上記以外の世帯
		D1-1			48,600円以上 72,000円以下	ひとり親、障がい者 等を有する世帯
						上記以外の世帯
		D1-2			72,000円以上 77,100円以下	ひとり親、障がい者 等を有する世帯
						上記以外の世帯
		D2-1			77,101円以上 106,000円以下	ひとり親、障がい者 等を有する世帯
						上記以外の世帯
	D2-2	106,001円以上 142,000円以下	ひとり親、障がい者 等を有する世帯			
			上記以外の世帯			
	第4	D3	市町村 民税所得割額		142,001円以上 169,000円以下	
		D4			169,001円以上 211,200円以下	
		D5			211,201円以上 301,000円以下	
	第5	D6	市町村 民税所得割額		301,001円以上 397,000円以下	
		D7			397,001円以上	
	第6	D8	市町村 民税所得割額			
		D9				

● 利用者負担額（保育料）について

- 1号・2号：全世帯無料（※別途副食費が必要）
- 3号：左表中の市階層毎に定める額

● 副食費について

1号認定および2号認定については、実費負担として給食費（副食費）が、別途必要になります。
（※3号認定では利用者負担額に含まれています。）

★利用者負担額（保育料）と副食費の減免制度

※保育料・副食費については、次のような場合に負担額を軽減しています。

◎3号認定の利用者負担額

【多子世帯】：同一世帯内に複数の子がいる世帯

※下表の数え方で対象となる場合のみ

㊦第2子は半額（左表中下段かつこの金額）

㊦第3子以降は無料

【要保護世帯】：ひとり親、障がい者等を有する世帯

㊦第1子は半額

㊦第2子以降は無料

◎1号・2号認定の副食費

次の要件に該当する方については副食費が免除になります。

●1号認定

【A～D2-2の階層にある世帯】

【D3～D9階層にある世帯で第3子以降の子】

●2号認定

【A～D1-3、D2-1階層にある世帯】

【D1-4、D2-2～D9の階層にある世帯で第3子以降の子】

※上記の減額対象となる場合の子の数え方については次の通りです。

《子の数え方》 ※同一世帯内

○1号認定

A～D2-2に該当する世帯	第1子の年齢に関わらず、第何子目かを認定
上記以外の世帯	小学校3学年以下の子を上から数えて、第何子目か

○2号・3号認定

A～D1-3、D2-1に該当する世帯	第1子の年齢に関わらず、年長者から数えて第何子目か
上記以外の世帯	未就学児（小学校就学前）を上から数えて第何子目か

【POINT】国の基準額として、国が定めている利用者負担額（保育料）がありますが、保護者の負担軽減を図るため、西都市の基準額を定めて、その差額を西都市が負担しています。

- ☆ 利用者負担額（保育料）の金額は、4月～8月分は令和4年度の市民税額（世帯）、9月から翌3月分は令和5年度の市民税額（世帯）に基づいて計算します。
- ☆ 利用者負担額（保育料）の納付先は、保育所（園）の利用者は市、幼稚園・認定こども園の利用者は在園している園になります。
- ☆ 上記の利用者負担額（保育料）以外の実費負担については、在籍している園にご確認ください（右記載の副食費の負担を含む）。
- ☆ 上記の課税額には、税額控除を除いた住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除等の適用はありません。